

議案第 88 号

大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正について

大口町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 4 年 1 1 月 3 0 日

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町道路構造の技術的基準を定める条例の改正による自動運行補助施設の追加に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

大口町公共用物の管理に関する条例（昭和49年大口町条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「

軌条類	使用面積1平方メートル1年につき
-----	------------------

」

を

「

自動運行 補助施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線 その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき
		その他のもの	長さ1メートル1年につき
	道路の構造又は交通の状況を表示する標識柱その他の柱類		1本1年につき
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき
地下に設けるもの		占有面積1平方メートル1年につき	
軌条類			使用面積1平方メートル1年につき

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新				旧		
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）		
使用物件		単位	使用料	使用物件		使用料
略		略	略	略		略
自動 運行 補助 施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	軌条類	使用面積1平方メートル1年につき	略
		その他のもの	長さ1メートル1年につき			
	道路の構造又は交通の状況を表示する標識柱その他の柱類			1本1年につき		
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートル1年につき			
地下に設けるもの		占有面積1平方メートル1年につき				
軌条類			使用面積1平方メートル1年につき			
略		略	略	略		略